

会議名 財務常任委員会

日 時 令和7年6月 10 日(火) 午前 10 時～午前 11 時 12 分

場 所 第2・第3委員会室

出席議員(14 名) 委員長 井上真砂美 副委員長 日比野 走 委 員 梅村 均
委 員 片岡健一郎 委 員 鬼頭博和 委 員 谷平敬子
委 員 水野忠三 委 員 堀江珠恵 委 員 大野慎治
委 員 伊藤隆信 委 員 関戸郁文 委 員 塚崎海緒
委 員 木村冬樹 委 員 梶谷規子

欠席議員 なし

説明員 総務部長 中村定秋、市民協働部長 伊藤新治、福祉部長 佐野剛、健康こども未来部長 西井上剛、建設部長 西村忠寿、消防長 加藤正人、教育部長 石川文子、総務部専門監 西山慎太郎
秘書人事課長 小崎尚美、同統括主査 犬飼智博、企画財政課長 井手上豊彦、同主幹 小出健二、行政課長 兼松英知、同統括主査 宇佐美祐二、協働安全課長 竹井鉄次、同統括主査 須藤隆、同統括主査 小林久之、市民窓口課長 佐野亜矢、同主幹 寺澤颯、同統括主査 櫻井祥人、長寿介護課長 浅田正弘、同主幹 新中須俊一、同統括主査 石井陽平、こども家庭課長 佐久間喜代彦、同統括主査 南端隆佳、上下水道課長 田中伸行、同主幹 大橋透、同統括主査 井上美保、生涯学習課長 中野高歳、同統括主査 黒田かおり、監査委員事務局長 神山秀行

事務局出席 議会事務局長 丹羽至、同主任 村瀬雄哉

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第 47 号	令和7年度岩倉市一般会計補正予算(第2号)	全員賛成 原案可決
議案第 48 号	令和7年度岩倉市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	全員賛成 原案可決
議案第 49 号	令和7年度岩倉市介護保険特別会計補正予算(第1号)	全員賛成 原案可決
議案第 50 号	令和7年度岩倉市上水道事業会計補正予算(第1号)	全員賛成 原案可決
議案第 51 号	令和7年度岩倉市公共下水道事業会計補正予算(第1号)	全員賛成 原案可決

財務常任委員会（令和 7 年 6 月 10 日）

◎委員長（井上真砂美君） 皆様、おはようございます。

ただいまから財務常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案 5 件であります。これらの案件を逐次議題といたします。

審査に入る前に、当局から挨拶をお願いいたします。

◎総務部長（中村定秋君） 皆さん、改めましておはようございます。

補正予算 5 件ということでございます。6 月定例会での補正ということで、事業費としては項目はあまり多くございませんけれども、新規の事業も含まれております。御質問には丁寧にお答えさせていただきます。よろしく申し上げます。

◎委員長（井上真砂美君） ありがとうございます。

それでは審査に入ります。

議案第 47 号「令和 7 年度岩倉市一般会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑は歳出から行います。

初めに、款 1 議会費及び款 2 総務費についての質疑を許します。

質疑はございませんか。

◎委員（堀江珠恵君） おはようございます。よろしく願いいたします。

市民プラザ費の市民プラザ施設管理費の件でお伺いいたします。

こちらのほうは、屋上の雨漏りのほうが発生したということに伴う補正になっておりますが、この雨漏りというのがいつぐらい発生があったのかということと、この補正をした後になるかと思いますが、修繕のほうはいつ頃予定しているのか、お聞かせください。

◎協働安全課統括主査（須藤 隆君） 市民プラザの多目的ホールにおきまして雨漏りが発生をいたしました。時期といたしましては、最初確認させていただいたのが今年の 4 月 13 日の強い降雨にて発生をしたということで、翌日にホールの西側の壁面とその床、また 2 階の排煙室の壁面と床に漏水を確認したということがございます。

また、5 月 10 日にも強い降雨がありまして、さらに線路側 2 か所、入り口付近にも漏水の確認があったということで、団体さんが予約していた状況も

ありますが、ちょっとその活動にも支障が生じたというような状況でありました。

修繕の予定につきましては、漏水ですので、一般修繕費が市民プラザにもございますので、一般修繕費を使いまして既に5月15日から19日に緊急対応修繕ということで、防水シートの裂け目を埋めるような修繕を既に実施しておりまして、一定の効果は出ております。

さらに、屋上部分の排水機能にも一部支障を来しているというような状況がありますので、その緊急対応修繕とは別に6か所の排水部分のドレンの改修を実施するというので、それにつきましては補正予算をいただきまして、直ちに取りかかるという予定にしております。以上です。

◎委員長（井上真砂美君） ほかにありませんか。

◎委員（梅村 均君） 防災対策費の防災対策用備品等整備費補助金につきまして、予算の不足が見込まれるための増額なんですが、現在の申請状況を確認させてください。

◎協働安全課統括主査（小林久之君） 現在117件の申請がありまして、補助申請額自体は492万8,000円となっております。申請受付につきましては、一旦令和7年5月14日の時点で休止というふうにさせていただいております。以上です。

◎委員（塚崎海緒君） 公平委員会費について教えてください。

当初予算でちょっと見込めなかったのかなというところと、あと積算根拠を教えてくださいたいです。現在開催されている公平委員会、少し遅れているような印象を持ちますが、どのようなスケジュールになるか教えてください。

◎監査委員事務局長（神山秀行君） 当初予算で見込めなかったのかにつきましては、令和7年の3月に開催しました、今年の3月に開催しました第1回口頭審理のほうで今後の流れが一定示されたということで、当初予算には間に合わなかったという理由がございます。

あと、当初予算では5,000円掛ける3人で6回分という形で報酬を見込んでおりましたが、委員会や準備手続、また口頭審理を開催するために12回分の予算という形で改めさせていただくものになります。

また、今後の進行につきましては順次進めておる中ですが、できれば今年度、裁決書の作成まで何とか進めたいなとは思っておりますが、まだ年度始まったばかりなので、今後の進捗を見守りたいと思っております。以上になります。

◎委員（木村冬樹君） 防災対策用備品等整備費補助金について、私もお聞

かせください。

117件、492万8,000円で申請受付を止めているという状態で、今回の200万の増額で再開するという形になってくると思います。この117件の状況というのはどんな感じなんでしょうか。どういうものを購入した際の補助金になっているのかということだとか、大体5万円が限度額ですから、そういった限度額の方がほとんどの状況になっているのか、その状況を少し教えてください。

◎協働安全課統括主査（小林久之君） 申請品目としまして、非常用電源としてのポータブルバッテリーが多くなっており、約9割がこれに当たります。その他、災害用トイレが8件、家具転倒防止器具3件、感震ブレーカー1件となっております。金額につきましては、平均4万3,000円の申請になっております。以上です。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

問合せ等もこの間あるというふうにお聞きしているところですけど、この200万円というのは、それ割る5万円なのかなと思いますけど、どのぐらいの件数を想定して補正を組んでいるんでしょうか、お聞かせください。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長兼消費生活センター長（竹井鉄次君） 先ほども少しお答えしました1件の平均、大体4万3,000円ぐらいという補助額となっておりますので、大体50件程度申請をお受けできるような体制になっているのではないかなというふうに思っております。以上です。

◎委員（木村冬樹君） すみません、もう一点。

これは当初予算では、国の臨時交付金を充てて行う事業でしたので、今回は特定財源としては上げられていませんが、この臨時交付金をどのように分配していくのかという点だとか、あるいは新たな交付金も予算化されているというふうにお聞きしていますので、国のほうでは。そういった点も含めて、どのようにこの臨時交付金を充てていくのか教えていただきたいと思います。

◎企画財政課長（井手上豊彦君） 臨時交付金につきましては、まず推奨事業分として約9,900万円交付決定を受けまして、令和6年度の2月補正予算と7年度の当初予算で、今回補正させていただきます防災対策用備品等整備費補助金を含めて、各種事業に現在のところ全額充当のほうをさせていただいております。そのため、現時点では今回補正する200万円分につきましては、この交付金については充当しておりませんが、交付金を充当しているほかの事業の執行状況ですとか、今木村委員のほうがおっしゃられました新たに追加される交付金の状況等も考慮しまして、こちらのほうに財源振替も含

めて今後検討していきたいというふうに思っております。

◎委員（木村冬樹君） ありがとうございます。

次に、戸籍住民基本台帳費のところで、戸籍に振り仮名を追加することではありますが、これは手順としてはどのような形で進められていくのかというところを教えていただきたいというふうに思います。

◎市民窓口課主幹（寺澤 顕君） 今後の手順でございますが、7月の末から8月の頭にかけて、岩倉市が本籍地である戸籍ごとに、現在の住所地のほうへおはがきを送ります。そのおはがきの中身というのが、その戸籍に記載のある筆頭者、また在籍者の方の氏及び名の振り仮名の載ったものでございます。この振り仮名を各世帯で御確認いただきまして、その振り仮名を変更する必要がある方は届出をしていただく、そういった内容のはがきを発送する予定でございます。その後、令和8年5月25日までに届出をしていただいた方の振り仮名を変更していくというような内容です。

なお、大半の方は振り仮名に変更がないものと想定しておりますが、令和8年5月26日以降に変更のなかった方に関しては、職権でもって岩倉市のほうで仮の振り仮名として用いている振り仮名を記載していく、職権記載していくというような内容の流れでございます。以上です。

◎委員（木村冬樹君） その送られるはがきというのがね、ちょっと大事なというふうに思っています。特に、高齢者の方だとか様々な支障がある方々がいると思いますので、丁寧な説明が必要かなと思います。1年間を見て、返信がなければそのままその振り仮名でいくということになってきますので、その辺のはがきの内容だとかについての配慮、あるいはこの1年間の周知のことだとか、またその1年たった後のそのときに気づいた場合はどうなるのかという、こういった点について少し法的にどうなっているのか教えていただきたいと思います。

◎市民窓口課主幹（寺澤 顕君） まず、はがき、通知書の内容でございますが、先ほど申し上げました筆頭者、在籍者の氏及び名の振り仮名、それから本籍地情報、そしてこれを必要があれば、変更があれば、届出によって正しい振り仮名に直してくださいというのが主な内容でございますが、ほかに今委員がおっしゃられたように、もちろんなかなかそれを見ただけでは全てが分かるわけではございませんので、届出に関する問合せ先の振り仮名コールセンターの電話番号であったり、それから市民の皆さんが一番疑問に思うところ、主なQ & Aといったものですね。届出がなくてもはがきに載っている振り仮名が間違いなく記録されるといった、そういったQ & Aを載せて、より皆様に御理解いただけるような形で発送していきたいと思っております。

それから、1年後ですね。今回、届出に関しましては職権記載の関係で、法律上1年間、令和8年5月25日までの届出となつてございますが、それ以降も氏及び名の変更の届出は可能でございます。こういったものも現在法務省のホームページであるとか、今後市としてもホームページや広報紙等で周知を図っていきたいと考えております。以上です。

◎委員（大野慎治君） すみません、もう一度防災対策用備品等整備費補助金についてお聞かせください。

117件が1か月半で予算停止になって、200万増額になつても50件だと言われると、ほぼほぼ1か月以内には本予算がほぼまたなくなるのかなと思っておりますが、今回5月14日で止めて、6月19日議決後どのように周知して再受付をするのかというのがちょっと疑問なんです、教えてください。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長兼消費生活センター長（竹井鉄次君） ホームページとかメール等含め、そういった媒体、あらゆる媒体を使って皆様にはお知らせをしまひますし、今中止しているというようなことをお伝えしたお客様にもそのようにお伝えしているという経緯がありますので、しっかりと周知を図っていければというふうに思っております。

◎委員（大野慎治君） 今申請を5月14日に止めてしまったので、申請しようとしていて一旦断念されたという方は、何人ぐらい承知しているんでしょうか。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長兼消費生活センター長（竹井鉄次君） お問合せ等をいただいておりますけれども、そこら辺の統計というかは取ってございません。それほど多くの方からは、感覚的にですけれども、それほど多くの方からそういったお話をいただいているというふうには感じておりません。

◎委員（梶谷規子君） 戸籍住民基本台帳費のところでお聞かせください。

会計年度任用職員の報酬が予算化されているんですが、この会計年度任用職員は新たに募集されるんでしょうか。どれぐらいの人数で、どれぐらいの期間の職員の業務になるのか、お聞かせいただきたいと思います。

◎市民窓口課主幹（寺澤 顕君） 会計年度任用職員の任用でございますが、今後7月号の広報紙に併せて募集をかけます。先ほど申し上げましたが、振り仮名に係る通知書、はがきが7月末から8月上旬にかけて各御世帯のほうに発送いたします。そうしますと、8月以降ですね、繁忙期に入つてまいりますので、8月、9月、10月の3か月間、それぞれ3名、計延べ9か月分と言ひましようか、3名の方の募集をかけていく予定でございます。以上で

す。

◎委員（榊谷規子君） その作業の業務が3か月ということは分かりました。

正規の今の担当職員については、今回は長時間勤務のほうは出ていないので、今の体制でやれるということによろしいでしょうか。

◎市民窓口課主幹（寺澤 顕君） 先ほど申し上げました繁忙期に関しては、8月、9月、10月と見込んでおりまして、この間届出の相談等がございますので、1階ではなくて2階に届出の特設ブースを設けまして、そこに職員1名、それから新たに募集します会計年度任用職員の3名で対応をしていこうと考えております。当然その分、職員分の負担が1階の通常届出のほうにも影響が出てくるとは思いますが、その点に関しましては、今から役割分担を変更する等で乗り切れるような体制を構築しております。以上です。

◎委員（塚崎海緒君） ごめんなさい、私も戸籍住民基本台帳の件で、木村さんの質疑の中で、変更が必要なら届出が必要という話だったんですけれども、届出の方法というのは、私のような働いている人だとなかなか平日市役所に来られないと思うんですけれども、こういった方法があるのか教えてください。

◎市民窓口課主幹（寺澤 顕君） 届出の方法につきましては、大きく3種類ですね。まずは、窓口直接お越しただいて届出をしていただく方法、それから郵送による方法、あと今議員がおっしゃられたようにお仕事の方もありますので、オンラインによるマイナポータルからの申請といったものが用意されております。以上です。

◎委員長（井上真砂美君） 以上で、款1 議会費及び款2 総務費についての質疑を終結します。

続いて、款3 民生費及び款4 衛生費です。

初めに、福祉部長から発言の申出がありますので、許可します。

◎福祉部長兼福祉事務所長（佐野 剛君） 発言の許可をいただきましてありがとうございます。

6月5日の一般会計補正予算に係る議案質疑の中で、私の回答に誤りがございましたので、訂正をお願いしたいと思います。

質疑の中で、木村議員から介護支援専門員研修の受講料の補助について御質問をいただいております。その際、私の回答が研修受講料を事業者が全額負担した場合に市が8分の3補助しますというふうに申し上げておりましたけれども、正しくは研修受講料を事業者が負担した場合、いわゆる事業者が全額負担しなくてもその一部というんですかね、補助の対象になるということでございましたので、発言の訂正をお願いしたいと思います。

なお、明日の議場においても改めて訂正の場を設けさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

◎委員長（井上真砂美君） それでは、款3 民生費及び款4 衛生費についての質疑を許します。

◎委員（谷平敬子君） 老人福祉費のほうで、難聴高齢者の補聴器の購入費助成事業のところなんですけれども、この助成額が市民税非課税世帯が3 万円で、課税世帯が1 万5,000円ということなんですけれども、岩倉市はこういったことなんですけれども、他市町の状況はどのようになっているか、ちょっとお聞かせください。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（浅田正弘君）

この補聴器助成の他市町、近隣市町の状況としましては、一宮市と江南市が非課税世帯のみを対象としておりまして、上限額が3 万円。あと犬山市も非課税世帯のみを対象としていまして、こちらは上限額が2 万円。あと春日井市と扶桑町さんが、岩倉市が今回提案したのと同様で、非課税世帯が3 万円で課税世帯が1 万5,000円。あと大口町さんは非課税、課税問わず上限5 万円という近隣市の状況になっております。

◎委員（谷平敬子君） ありがとうございます。

あと、この補助申請の手続の手順というか、そういうのをちょっと教えてもらえますか。

◎長寿介護課主幹（新中須俊一君） まず、申請書がございます。申請書とお医者さんからいただきます意見書、また意見書を基に作成された見積書などを窓口に提出をしていただきます。決裁後は、助成の決定通知を申請者宛てにお送りをさせていただきます。それが届いたら、申請された方は購入後、ここで購入をしていただくことになりますけれども、購入後に助成の請求書と領収書、決定通知書の写しを窓口に提出していただきます。その後、助成対象者宛てに支払うということで予定しております。以上です。

◎委員（片岡健一郎君） すみません、同じくちょっと関連でお伺いします。

補聴器の購入費助成事業で、ちょっと周知についてお尋ねしたいと思います。

通常の広報やほっと情報メール、LINEなどでの周知はもちろんされると思うんですけれども、対象者が65歳以上ということ、また難聴、耳が聞こえにくいという特徴がある方ということで、例えばゆうわ会を通じてとか、また耳鼻咽喉科さんなどのお医者さんのほうに周知をお願いするとか、また補聴器を取り扱っているお店なんかも周知をお願いすると非常に効果的じゃないかなというふうに思うんですけれども、周知について今どのようにお考

えでしょうか、お尋ねいたします。

◎長寿介護課主幹（新中須俊一君） 委員さんもおっしゃっていただいたように、まずもって広報紙でありますとか、市のホームページでも周知をさせていただく予定です。

また、補聴器の販売店でありますとか、耳鼻科さんのお医者さんにもチラシなどを設置していただくようお願いする予定です。

また、介護保険事業所ですね。ケアマネさんがいらっしゃる事業所についても、高齢者の方も関わる部署ですので、ケアマネさんの事業所、また老人クラブなどにも周知をしていきたいというふうに考えています。

また、民生委員さんにもこういう制度ができましたよということで御案内させていただきたいと思います。

◎委員（鬼頭博和君） 保育園費のところで、五条川小学校区統合保育園整備事業のところでお聞かせいただきたいと思います。

今回、建築確認申請等手数料ということで57万5,000円になっていますけれども、今回ZEB認証に必要な申請を設計業務と併せて行うというふうになっていますけれども、併せて行うことになった経緯をちょっと教えていただきたいと思います。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） まずもって、今回新しく統合保育園整備事業を進めてきておるわけなんですけれども、そちらで環境に配慮した施設というところの一つ大きな指標として、ZEBの認証を受けた施設とするというところがございます。こちらのZEBの認証について、当初の計画では本体工事が完了した後に認証を受けるという計画で進めておったんですけれども、このZEBの認証というものの性質上、保育園の施設で認証していくというのがなかなか難しい部分があるというところなんです。やはり保育園という施設は、窓が大きくて開口部が大きいというところで、断熱の効果がなかなか得られにくいというところがある中で、慎重に省エネの効果を計算していく必要があるというところで、工事完了後ではなくて設計完了した段階でもって確証を得たいというところがありますので、工事完了後ではなくてこのタイミングでZEBの認証をしていくという判断に至ったものです。

◎委員（鬼頭博和君） すみません、省エネということで、このZEB認証を受けていくということなんですけれども、このZEB認証の内容というのは具体的にどういったものなんでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） ZEBという

のがネット・ゼロ・エネルギー・ビルディングという言葉の略称でして、内容としましては、快適な室内環境を実現しながら、省エネ対策と創エネにより建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことを指しております。

認証の段階は３段階ございまして、最も高いのがＺＥＢ、通称でフルＺＥＢと言われることもあるんですけども、省エネルギーと自然エネルギーで創エネするのとで合わせて一次エネルギーを消費ゼロにする建物。２段階目がＮｅａｒｌｙ ＺＥＢといいまして、省エネと創エネで一次エネルギーの消費を２５％以下に抑えた施設とするということと、３段階目がＺＥＢ Ｒｅａｄｙということで、省エネで一次エネルギーの消費を５０％以下とするものとされています。

現段階で統合園として目指しているのが、最低でもこの３段階目のＺＥＢ Ｒｅａｄｙを目指していくということで進めさせていただいております。

◎委員（鬼頭博和君） 分かりました。３段階目を目指しているということで、なかなか厳しい認証かと思います。

今回金額が５７万５,０００円ということなんですが、この認証に必要な金額というのはどれぐらいかかるんでしょうか。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） ＺＥＢの認証を取っていくに当たって、併せてというか、正式にはＢＥＬＳ申請というものをする必要があります。こちらはまた聞き慣れない用語なんですけれども、建築物の省エネルギー性能表示制度と言われまして、その省エネルギー性能を５段階の星マークで表示する制度というのがあります。こちらのＢＥＬＳの承認で星５つを取るということで、併せてそれがＺＥＢの認証の最低限の必要事項となっています。なので、ＢＥＬＳの申請の手続きがありまして、こちらのほうは申請の手数料とその評価書の取得で合わせて５１万４００円が必要ということになっています。

◎委員（大野慎治君） すみません、戻りまして、また難聴高齢者補聴器購入費助成金についてお聞かせください。

素朴な疑問なんですけど、これぐらいの予算であれば当初予算で新規の事業として入っていてもよかったのかなと思うんですが、なぜこの６月補正になったのか、その経緯をお聞かせください。

◎福祉部長兼福祉事務所長（佐野 剛君） 高齢者の補聴器の助成につきましては、これまで大野議員をはじめ多数の議員さんのほうからも一般質問や御意見、また要望のほうもいただいておりますこと、また今年度に入りまして、県内の自治体の半数以上の自治体で同様の制度が導入されつつある

こと、予定も含めまして。あわせて、この3月議会の久保田市長の所信表明の中でも、全ての市民が健やかで安心して暮らせるまちを目標にされて、誰一人取り残されないというような方針を目標とされていたこと、これまでのこれらを総合的に考えまして、やはりこの時期に速やかに市としても実施していきたいということで、今回補正のほうで上げさせていただいたという経緯でございます。

◎委員（木村冬樹君）　じゃあ、まず難聴高齢者補聴器購入費助成事業についてお聞かせください。

当初予算で聴力検査の機器を購入するという予算があって、少しお聞きしているところでは7月ぐらいから保健センターで行う健康チェックで活用していくというふうにお聞きしています。ちょっとこの事業との関連で、やはりこの聴力検査というのは非常に重要だというふうに思いますが、現時点での活用の仕方といいますか、聴力検査機器の活用の仕方についてはどのように考えているんでしょうか。お聞かせいただきたいと思います。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（浅田正弘君）
弊課の補聴器の助成との関連ということでお答えさせていただきます。

保健センターのほうで、毎月第1・第3水曜日に健康チェックの日として血圧測定とか体力チェックなどを実施している。7月から予約制ということでございますけど、今年度から導入した聴力検査機器を用いた聴力検査も受けられるようになるということになっています。

この聴力検査は簡易なものでございまして、御自身の現在の耳の聞こえ具合などを把握できる機械になるかと思います。この検査の内容の結果、セルフチェックを行っていただいて、必要に応じて耳鼻咽喉科さんへの受診勧奨とか、検査への案内をしていただくことになるのかなと思います。その際、今回新たな補聴器助成制度も併せて周知し、必要な方に制度につながるようつなげていきたいというふうに思っております。

◎委員（木村冬樹君）　ちょっと細かい点だから、保健センター、健康課じゃないと分からないかもしれませんが、この聴力検査機器ということで、この事業の対象者として聴力レベルが両耳で30デシベル以上70デシベル未満ということで、こういったことも分かるような機器になっているんでしょうか。ちょっと分かりましたら教えてください。

◎健康こども未来部長兼福祉事務所長兼こども家庭センター長（西井上 剛君）　実際に私も体験してまいりまして、保健師のほうでボタンを押したタイミングで音が出ると。1,000ヘルツ、4,000ヘルツ、あと30デシベル、40デシベルと変えながら、40デシベル、70デシベルというのはみんな使い分けて

音が出ます。本人が鳴ったと思ったときにボタンを押して反応させるという、簡易とは言いながら様式としてはほぼほぼ人間ドック等で受けるものと同じですが、機械は簡易だというところでございますが。なので、その基準は分かることができます。それを受けて、セルフチェックも受けて、あくまでも助成を受けるためには医師の受診は必要になりますので、その前段階というところになります。

◎委員（水野忠三君） ちょっとすみません、少し関連で、補聴器購入助成事業で、歳出、積算根拠でその人数の見込みで10名というふうになっているんですけども、もちろんこの助成事業を活用されない市民の方の中には、補聴器自体を必要としない、そういうのをつけたくないという方もいらっしゃる、例えば診察料とか意見書作成にかかる費用を負担したくないとか、あるいは助成されても、要するに自己負担分を負担したくない、あるいはできないということで断念される方もいると思うんですけども、この10名というのは、積算根拠として10名というのが理由があればお伺いしたいのと、本来必要とされている、先ほどの質疑の関連ですけど、両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満の65歳以上の人の中の、大体実際どれぐらいの方が、何%とか何割とか具体的な数字は難しいかもしれませんが、この10人というのは大体どれぐらいをカバーしているというふうにお考えなのか、もしお答えお願いできるならお願いをしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

◎長寿介護課主幹（新中須俊一君） まず、1点目の件数の積算のお話ですけども、課税世帯を10人、非課税世帯10人の合計20人分の予算計上させていただいておりますが、この積算につきましては、先行して補助を行っております近隣市町の助成実績を基に人数を見込んだものでございます。また、申請が見込みより多くなった場合につきましては、補正予算でありますとか予算の流用などでの対応も考えておりますので、よろしくお願いします。

また、2点目の対象者はどのくらいいらっしゃるのでしょうかという御質問だったかと思いますが、今回の難聴高齢者補聴器購入費助成の対象となる65歳以上の方で、両耳の聴力が30デシベル以上70デシベル未満の人数については、対象者につきましてはちょっと把握はしておりませんので、よろしくお願いします。以上です。

◎委員（梶谷規子君） 同じく補聴器の関連ですが、先ほど保健センターでの聴力検査では、かなり30デシベル以上70デシベル未満の検査が可能ということですが、そこでやっぱり補聴器が必要ということであっても、あくまでも医師の意見書は必要という、保健センターではオーケーということではな

いということなんですよね。本会議でもその医師の意見書がなるべく高額にならないようにということで、ドクターのほうでも書きやすいようにということで、もう担当課のほうで意見書用紙が作られているということもお聞きしたんですが、やはりドクターの意見書というと一定の額がかかるんですが、どれぐらいの額でやれるような見込みなんでしょうか。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（浅田正弘君）

意見書の料金については、医師の、各医療機関のほうで決められるので、幾らというのはちょっと決まっていなくて、分からない状況です。

◎委員（木村冬樹君） また戻りまして、介護支援専門員研修受講料補助事業についてお聞かせください。

冒頭に、福祉部長のほうで訂正があったんですが、事業者が受講料を負担するというのがほとんどなのかなというふうに想定をしていたんですが、その辺の市内のケアマネジャーを配置している事業所の受講料の事業者負担の状況というのは、分かりましたら教えていただきたいというふうに思います。

◎長寿介護課統括主査（石井陽平君） 介護支援専門員の研修受講費の事業者負担している事業所なんですけれども、市内に介護支援専門員を配置している事業所につきましては、大部分は事業者が負担しております。ただ一部、そういう事業者による負担の制度がない事業所もあると聞いております。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

あんまり細かく聞いていくと、いろいろそれぞれの事業所の考えがあるものですからあれですけど、いずれにしても本会議の質疑の中でも聞きましたけど、介護従事者の賃金の状況というのは非常に厳しい状況があるということで、そういった点も含めまして、やはりこういうのは何らかの形での助成が必要になってきますし、この際こういう制度を設けるものですから、受講料の事業者負担を少し考えてもらえないかみたいな、そういう働きかけというのはどうなんでしょうか。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（浅田正弘君）

この新しい制度ができましたので、補助制度を持っていない介護事業所のほうにも働きかけて、こういう制度ができましたのでということで利用していただけるよう働きかけしていきたいと思います。

◎委員（梶谷規子君） 一番最初に部長が訂正をした内容でもう一度確認したいんですが、全額事業所が負担した場合ではなく、全額ではなくても事業所が負担した場合は8分の3と言われましたが、その8分の3は全体の費用の8分の3なのか、事業者が全額じゃなくても負担した分の8分の3なのか、

どうなんでしょうか。

◎長寿介護課統括主査（石井陽平君） 事業者が負担した金額の8分の3となります。

◎委員（水野忠三君） 自分もこの研修受講料補助事業についてお伺いをしたいと思うんですけども、たしか本会議の質疑か全協だったかちょっと忘れたんですけども、この県の、要するに補助に対して市が独自にその上積みでさらに補助しようとする、県からその支出金といいますか、県からのお金が来なくなるというような話、補助金が来なくなるという話があったかと思うんですけど、もちろんその県の側、その補助金を支出する側にとってみたら県内一律というのはあるかと思うんですけども、それ以外に何か県の側の理由、要するに市が独自で上積みをしたら県はお金を出さないよというのは、それはなぜなんでしょうか。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（浅田正弘君）

こちらの介護支援専門員の受講料を事業者が負担した場合、8分の3市が補助した場合、10分の10県から交付金がもらえるという制度は、令和7年度から新たにできたものでございますので、そちら10分の10、市の負担がなくても補助をするという、県側のそういった考えだというふうに考えております。

◎委員（水野忠三君） そういう制度が新たにできたということだと思うんですけども、それに付加してといいますか、市がそれに追加して上積みをする、やっぱり市のほうの基準からは外れていくということですよ。ということでよろしいですかね。確認だけ。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（浅田正弘君）

8分の3市が補助した場合、10分の10愛知県からいただくと、交付というものでございます。

◎委員（水野忠三君） そうですね。だから、その数字は変わらないという。要するに、8分の4とか8分の5とかになるともう要件から外れるということで、その理由をお伺いしたかったんですけど、まあ分かりました。

◎委員（堀江珠恵君） すみません、難聴高齢者補聴器購入費助成金のほうで、1点だけ少しお伺いいたします。

この事業内容の対象者のほうで、両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満というふうにあるんですが、片耳でこれに近い状態で、もう一方のところはこの聴力レベルに達しているという方もお見えになるかと思うんですが、今回この両耳でというふうになった理由をお聞かせください。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（浅田正弘君）

両耳で耳の聞こえが悪いということで、片方の耳は聞こえがいいという場合

については、そちらの耳でまだ聞こえたり、コミュニケーションが取れたりということで、両耳で30デシベル以上70デシベル未満の方ということで制度設計いたしました。

◎委員（堀江珠恵君） ありがとうございます。

私もこの聴力レベルになったことがないので何とも言えないんですけど、私も若干ちょっと難聴なので、片耳だけが聞こえなくて片耳だけというと、やっぱり聴力レベルは少し若干下がるなというのはちょっと感じている部分なので、今回は両耳ということで経緯が分かりましたので、ありがとうございます。

◎委員長（井上真砂美君） では、以上で款3 民生費及び款4 衛生費についての質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（井上真砂美君） では再開します。

続いて、款5 農林水産業費、款6 商工費及び款7 土木費についての質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 以上で、款5 農林水産業費、款6 商工費及び款7 土木費についての質疑を終結します。

続いて、款8 消防費及び款9 教育費についての質疑を許します。

ちょっとお待ちください。

暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（井上真砂美君） 再開します。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 教育費の文化財保護費の市指定文化財保護事業についてお聞かせください。

今回、市指定文化財修復費の補助金を支出するということであります。額としてはそれほど大きくはないというふうに見ておりますが、どの程度の大上市場の山車の破損があったのか、少し教えていただきたいというふうに思います。

◎生涯学習課長兼生涯学習センター長兼総合体育文化センター長（中野高歳君） 今回は、大上市場区のからくり、乱杭渡りの一部を修繕するために補助をするものなんですけれども、今年の3月の桜まつり協賛山車巡行のから

くり実演中に、強風により絵巻をつるす支柱、風車とあと歯車が破損しました。ひびの入った部分の補修や歯車の交換といったことを予定しております。

◎委員（木村冬樹君） 山車巡行の際は、やっぱりいろいろ山車の動かし方によっていろんなところが傷ついたりとすることが起こってきまして、また山車を長く使ってきたということでの老朽化に対する対応というのにも必要だということで、この間国や県からの補助も少しあったというふうに思っていますが、この額が非常に低いもんですから、そういうところまで至らないのかなというふうに思うんですけど、こういう文化財の修復に対する国・県の補助についてはどのような状況なのか、お聞かせください。

◎生涯学習課長兼生涯学習センター長兼総合体育文化センター長（中野高歳君） 国の補助金としては、令和6年度に大上市場区の山車を修繕する際に活用した文化庁の地域文化財総合活用推進事業の補助金がございますが、令和7年度分の事業の応募期間が既に令和7年の1月に終了しておりますので、活用することはできませんでした。また、県の補助金については、県の指定の文化財が対象になりますので、そちらも活用はできません。

そのほかにも一般財団法人であったり、公益財団法人の助成制度がありますが、こちらも物によっては繰り返し活用ができないものであったり、あとこのたびの修繕は緊急に行いたいといったものですので、応募期間が既に終了してしまったり、翌年度に回すことができないといったところから活用できるものはございませんでした。

◎委員長（井上真砂美君） ほかに。

◎委員（梅村 均君） 同じく文化財のほうですけど、これはお祭り中、このからくり実演は中断されたのでしょうか。

◎生涯学習課統括主査（黒田かおり君） 山車保存会さんのほうに確認しましたら、何とか最後までやれたということでありました。ただ、からくり実演中にやっぱり一部これが落ちてということでありましたので、からくり実演中のことではあったということ聞いております。

◎委員（梅村 均君） ちょっと参考までにお聞きしました。

あと、こちらの当初予算では特に頭出しというか、具体的な予定はなかった中で、今回こうして予算がついたわけですけど、どういった申請理由であったか、そして市のほうはどういうところで予算化をしたという決め手になったのか、そういった理由のところをお聞かせいただいていいですか。

◎生涯学習課統括主査（黒田かおり君） 予算のほうは、本年度は3町の山車保存会の修繕の予定はなかったもので、頭出しで1,000円で計上をしております。今回、3月29日にあった山車の巡行の際、五条川の橋でからくり実演

を行ったときに、風が強くて、実演中に歯車が落ちたということでございます。歯車が落ちた理由としては、それを支えていた支柱のところもひびが入っていたというようなことを聞いております。

◎委員（梅村 均君） 結局、これはこのままにしておくとか来年の春実演ができないから、そういったこともあるんでしょうかね。緊急でというようなちょっと課長の言葉もありましたけど。

◎生涯学習課長兼生涯学習センター長兼総合体育文化センター長（中野高歳君） この夏の演目として予定をしておるということで、緊急ということだそうです。

◎委員（水野忠三君） 自分も文化財保護費の修繕のほうの話をお伺いします。

大体、山車の修繕とか修理とか改修とか、大体事業費費用の2分の1を補助するというのが多いんじゃないかと思うんですけども、今回桜まつり協賛で山車巡行ということだと思うんですが、例えば市が主催する事業に協賛した場合、市のほかの行事も含めて市が主催の行事に協賛して、市のために山車巡行した場合に、その2分の1という補助率を上げる予定といたしますか、上げる検討はされる予定はありますでしょうか。

◎生涯学習課長兼生涯学習センター長兼総合体育文化センター長（中野高歳君） 現状はそういった検討はしておりませんし、する予定もございません。

◎委員（塚崎海緒君） 教育費の教育指導費の子どもと親の相談員設置事業について、詳しく教えていただけるとありがたいです。

〔「人件費だけ」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 塚崎委員どうされますか。質問取りやめでよろしいですか。

〔発言する者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 取り消しということで、ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 以上で、款8 消防費及び款9 教育費についての質疑を終結いたします。

続いて、歳入についての質疑に入ります。

歳入全般について質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） ないようですので、歳入についての質疑を終結

いたします。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第47号「令和7年度岩倉市一般会計補正予算（第2号）」について賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（井上真砂美君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第47号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第48号「令和7年度岩倉市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたっての質疑といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） なしと声が出ましたが、よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（井上真砂美君） ではないようですので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第48号「令和7年度岩倉市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（井上真砂美君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第48号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第49号「令和7年度岩倉市介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたっての質疑とします。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 歳出の介護保険電算処理システム改修業務委託料についてお聞かせください。

説明では、介護保険事業状況報告の様式の変更ということで、システム改修が必要になったということとあります。それで、この介護保険事業状況報告というのは、恐らく市が国に対して保険者として報告するものだということふうに思いますが、そういうものでいいのかということと、具体的にどんなような項目で報告がされているのかということ。細かく言うとかかなりの項目になると思いますので、どんな感じなんでしょうか、教えていただきたいと思います。

◎長寿介護課統括主査（石井陽平君） 介護保険事業状況報告とは、委員おっしゃるように、国に対して市から報告するものになります。

介護保険事業状況報告には、年次で報告する年報と月次で報告する月報があります。年報では、年度末現在での被保険者数、年度中の増減内訳、同じく年度末現在での所得段階別被保険者数、負担限度額認定の段階別内訳、年齢階層別の要介護・要支援認定者数、サービス別の受給者数・単位数・費用額、段階別の高額介護サービス費給付額、段階別の高額医療合算介護サービス給付額、介護保険料収納状況などを報告しております。

月報では、月末時点での被保険者数、月中の増減内訳、負担限度額認定の段階別内訳、サービス別の受給者数・単位数・費用額、段階別の高額介護サービス費給付額、段階別の高額医療合算介護サービス給付額などを報告して

おります。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

かなり細かく、ですから結構な分量になるのかなというふうに想像するわけですけど、今回の様式の変更というのは、具体的にはどんな形に変わるのかという点について少し教えてください。

◎長寿介護課統括主査（石井陽平君） 今回の変更点なんですけれども、年報では所得段階別の被保険者数の報告において、令和5年度までは国の介護保険料標準所得段階が9段階であったところが、令和6年度から13段階となっております。ですので、9段階で報告していたものを13段階で報告するように変更するものであります。

また、介護療養型医療施設が令和6年3月末で廃止されたことに伴い、その名称を廃止する必要もあります。

月報につきましては、令和7年5月月報分より介護療養型医療施設が廃止されたことに伴い、その名称を削除するもの。特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービスを短期利用以外と短期利用に分けて報告するようにすることなどが変更点となります。

◎委員（大野慎治君） すみません、素朴な疑問なんですけど、書式の変更に伴ってのシステム改修なんですけど、普通だったら10分の10のところがなぜ2分の1なのかという素朴な疑問があるんですけど、その辺はどのような理由だったのか、お聞かせください。

◎長寿介護課統括主査（石井陽平君） 国の介護保険事業費補助金交付要綱において、制度改正に伴うシステム改修は2分の1と決まっております。

◎委員長（井上真砂美君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（井上真砂美君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますけど、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

す。

議案第49号「令和7年度岩倉市介護保険特別会計補正予算（第1号）」について賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（井上真砂美君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第49号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第50号「令和7年度岩倉市上水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑は議案全般にわたって行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第50号「令和7年度岩倉市上水道事業会計補正予算（第1号）」について賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（井上真砂美君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第50号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第51号「令和7年度岩倉市公共下水道事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。
質疑は議案全般にわたって行います。
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） ないようですので、質疑を終結いたします。
お諮りします。
委員間討議を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。
次に、議案に対する討論に入ります。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第51号「令和7年度岩倉市公共下水道事業会計補正予算（第1号）」
について賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（井上真砂美君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第51号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 御異議なしと認め、そのように決しました。
以上で、財務常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。